

東海市芸術劇場友の会ユウナルフレンドメンバーズ規約

(名称)

第1条 本会の名称は、東海市芸術劇場友の会ユウナルフレンドメンバーズ（以下、「友の会」という。）とする。

(所在地)

第2条 本会を次の所在地に置く。

愛知県東海市大田町下浜田1016番地（東海市芸術劇場）

(目的)

第3条 本会は、東海市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が東海市芸術劇場（以下、「劇場」という。）等において行う音楽公演等の鑑賞機会を通して、会員相互の交流及び文化芸術振興に寄与することを目的とする。

(役員)

第4条 本会は次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

2 本会役員を選任については、別途定めるものとする。

(会員)

第5条 会員とは、本規約を承認の上、入会の申込み、会費の納入等必要な手続きをし、教育委員会が入会を認めて登録した者とする。

2 会員の種類は、次のとおりとする。

(1) プラチナ会員 個人単位の会員とし、会員資格の有効期間（以下、「会員期間」という。）は、入会日又は更新日からその翌年の同月末日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) ユウナル会員 個人単位の会員とし、会員期間の末尾は設けない。

3 プラチナ会員は、その会員期間の満了後もプラチナ会員を継続しようとする場合は、会員期間の満了日の属する月内に会費を支払わなければならない。この場合においては、入会の申込手続きを省略するものとする。

(会費)

第6条 会費は次のとおりとする。

(1) プラチナ会員 1,000円（年間）

(2) ユウナル会員 無料

2 納入された会費は、いかなる場合も一切返金しないものとする。

(会員証)

第7条 プラチナ会員には、会員登録完了後、劇場事務室にて会員証を発行する。会員証は、会員期間が満了するまでの間、会員資格を証するものとする。ただし、第12条第1項及び第13条の規定により退会した場合は、この限りでない。

2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできない。

3 会員証を紛失等したときは、その旨を劇場事務室に届け出て会員証の再発行を受けることができる。

(会員特典)

第8条 会員は、次の特典を受けられるものとする。

(1) プラチナ会員

ア チケット割引 教育委員会が劇場等において主催する公演等のチケットを1公演につき1枚のみ通常販売価格の一割引の料金で購入できる。ただし、一割引の料金に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた料金とする。

イ チケットの優先販売 教育委員会が劇場等において主催する公演等のチケットを一般発売日前（教育委員会が指定する日）から購入することができる。

ウ インターネットによる予約等 教育委員会が劇場等において主催する公演等のチケットをオンラインチケット販売システムによりインターネットで予約、クレジットカード（インターネット）、劇場以外の窓口（セブンイレブン各店頭）で購入ができる。

エ 情報の提供 希望によりメールマガジンや機関紙、ダイレクトメール等の送付を受けることができる。

オ その他 特別企画等の案内の提供を受けることができる。

(2) ユウナル会員

ア インターネットによる予約等 教育委員会が劇場等において主催する公演等のチケットをオンラインチケット販売システムによりインターネットで予約、クレジットカード（インターネット）、劇場以外の窓口（セブンイレブン各店頭）で購入ができる。

イ 情報の提供 希望によりメールマガジンやダイレクトメール等の送付を受け

ることができる。

(会員証の提示等)

第9条 プラチナ会員は、劇場事務室において会員特典を受けてチケットを購入しようとするときは、会員証を提示するものとする。

2 ユウナル会員は、劇場事務室においてチケットを購入しようとするときは、会員番号を申告するものとする。

(免責)

第10条 友の会への登録は、教育委員会が劇場等において主催する公演等のチケット販売において、チケットの購入を確約するものではない。

(届出事項の変更)

第11条 会員は、友の会の登録事項に変更があった場合は、直ちにその内容を劇場事務室に届け出るものとする。

(退会等)

第12条 会員の都合により退会するときは、劇場事務室に退会の届出をするとともに会員証を返還するものとする。

2 本規約第5条第3項により継続に必要な会費を納入しなかった場合は、会員期間の満了をもって退会したものとみなす。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、次の場合は、会員資格を喪失し、退会するものとする。

- (1) 入会に際し虚偽の申告があった場合
- (2) 会費の支払いを怠った場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) 教育委員会が会員として不適格と判断した場合。
- (5) その他、本会の運営に支障があるとき。

(規約の変更)

第14条 教育委員会は、友の会の運営上、必要に応じて本規約を変更することができる。この場合、変更事項を会員に通知するものとする。

(設立年月日)

第15条 本会の設立年月日は、平成27年6月16日とする。

附 則

1 この規約は、平成27年6月16日から施行する。

- 2 平成27年度中に入会した場合に限り、プラチナ会員の会員期間は、第5条第2項第1号の規定にかかわらず、平成28年度末（平成29年3月31日）までとする。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

この規約は、平成28年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年1月6日から施行する。

この規約は、平成29年8月29日から施行する。

この規約は、令和2年3月13日から施行する。

この規約は、令和4年9月1日から施行する。

この規約は、令和6年2月17日から施行する。